

# 令和 2 年度 事業計画書



社会福祉法人  
佐用福祉会

## 目次

I . 法人実態.....	- 1 -
II . 理念・基本方針.....	- 4 -
III . 重点目標、短・中・長期計画 .....	- 5 -
IV . 事業活動計画 .....	- 7 -
V . 人事及び育成計画 .....	- 14 -
VI . 設備修繕計画 .....	- 19 -
VII . 財政計画 .....	- 20 -
VIII . 資料 .....	- 23 -

# I. 法人実態

## 1. はじめに

令和2年度は佐用福祉会の認可といちょう園（通所部）の開設から39年目、ぎんなん寮（一般棟）の開設から35年目、のぞみ寮の開設から26年目となります。また、グループホームたんぽぽの開設から15年目、相談支援事業所すまいるの開設から9年目、地域活動支援センターあさぎりの開設から3年目となります。

今年度より、いちょう園内において、就労継続支援B型事業を開始します。来年度には女性用グループホームを新たに開設する予定です。

昨今、福祉を取り巻く法体制が細かく整備されてきました。その半面として、細かな困り事やニーズに対して、いわゆる「法の狭間」が問題視されています。複合する課題に対し、包括的な対応が求められています。地域に埋もれているニーズを大きな問題に発展する前に掘り起こし、ケアを行う行動力が求められています。

## 2. 地域からのニーズについて

### ① 国内情勢について

措置制度から契約制度へ移行し、「その人らしい生活」や「地域の中の自分」といったものが求められる時代となりました。社会福祉法改正に伴い、社会福祉法人へ求められるものが厳格化、明確化され、ただ福祉事業を担うだけでなく、「公益性」「継続性」「透明性」を持つことが必要となっています。

また、福祉＝行政サービスという考え方が廃れ、皆で協力し、誰もが幸せに暮らせる地域をつくることが求められるようになりました。そのために、顕在化しているニーズだけでなく、潜在化しているニーズをも専門職として汲み取り、サービスに繋げる「発見力」「相談力」「対応力」が求められています。

### ② 町内における障害児・者について

人口の減少に伴い、町内における障害のある方は年々減少傾向にあります。その中で、65歳以上が4割を占め、1世帯当たりの人数も減少しており、家族の持つ力が減ってきている傾向にあります。

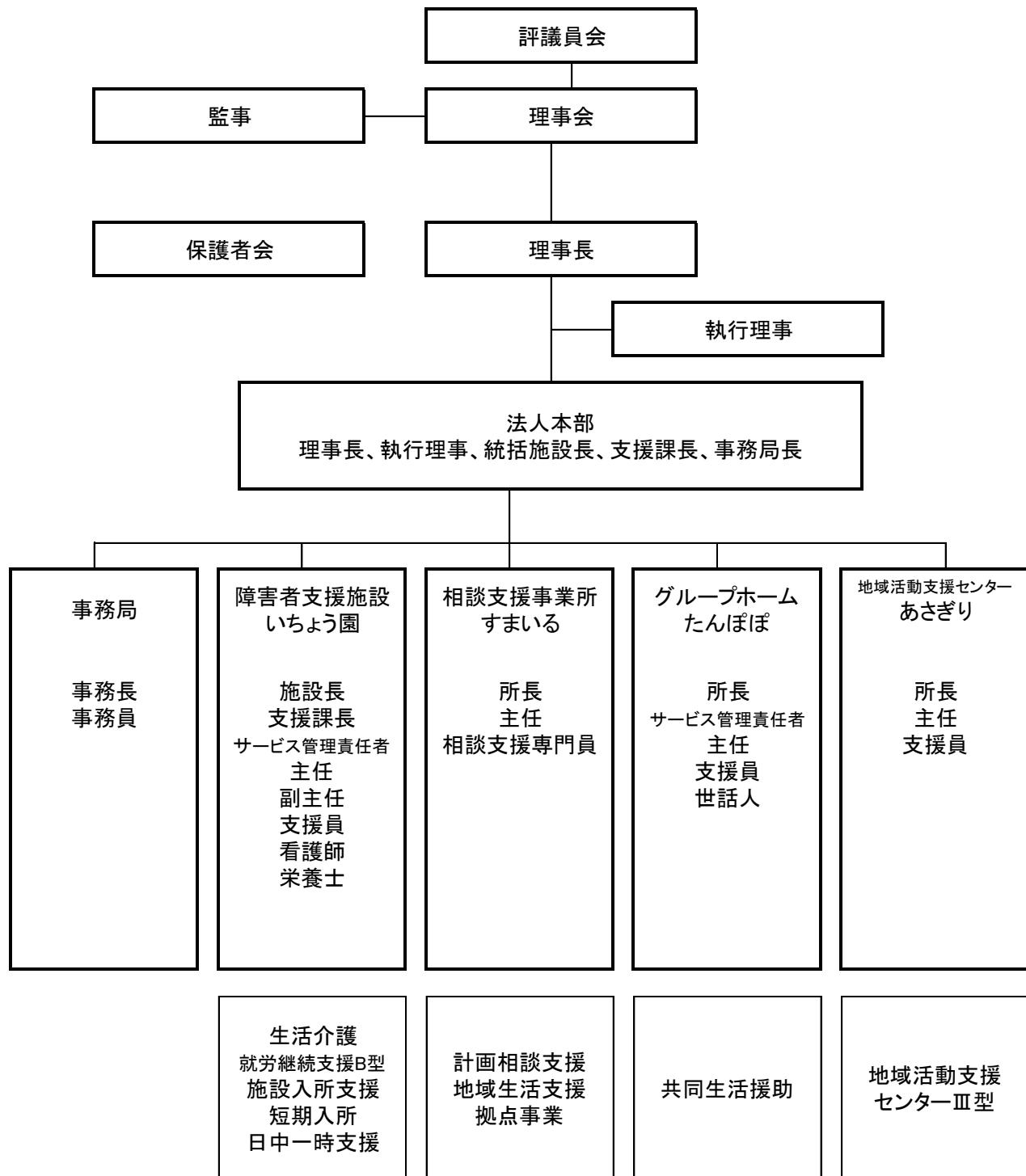
それに伴い、地域で支え合う仕組みづくり、外出・移動の支援策の充実、障害のある方に対するいっそうの理解促進、児童発達支援・放課後等デイサービスの十分なサービス提供量確保へ向けた取り組みが課題とされています。

(※) 第5期佐用町障害福祉計画及び第1期佐用町障害児福祉計画 より

### 3. 運営組織図及び職員実態

#### 運営組織図

## 社会福祉法人 佐用福祉会 組織図



②職員実態

【障害者支援施設いちょう園】

	管理 者	事務 員	サビ管	支援 員	看護 師	栄養 士	嘱託	臨 時	パート	嘱託 医	合 計
男	1	2	1	10						(1)	14
女		1	1	11	3	1	2	1	8		28
合計	1	3	2	21	3	1	2	1	8	(1)	42

【相談支援事業所すまいる】

	管理 者	所 長	相談 員								合 計
男	1	1	1								3
女			1								1
合計	1	1	2								4

【グループホームたんぽぽ】

	管理 者	所 長	サビ管	支援 員	世 話 人						合 計
男	1	1		2							4
女			1	3	2						6
合計	1	1	1	5	2						10

【地域活動支援センターあさぎり】

	管理 者	所 長	支 援 員								合 計
男	1	1	1								3
女			5								5
合計	1	1	6								8

## II. 理念・基本姿勢

### 1. 基本理念

#### 理 念

おもいやりのこころを大切にし、サービスの提供を行います。

#### 基本姿勢

- ① 常に安心、安全を最優先し、ご利用者の信頼に応えます。
- ② 地域福祉の拠点として、ニーズに応える法人となります。
- ③ 佐用福祉会の発展を通じて、職員の幸せを築きます。

#### ○おもいやりのこころ

私たち人間は障害のある人、健康な人、誰もが弱点、欠点、もろさをもっている。その人間同士が日々生活の中で時には対立し、また、共鳴して互いに支え合い分かち合って生きてています。おもいやりというのは、人間として平等な立場で相手のことを深く考え、何をしてあげるのがよいのか、何をしてはいけないのかを思いやることです。

#### ○感謝のこころ

自分が感謝の念を誰かに、何かに対して持つ時、いつか、誰から、何かから感謝されていることでしょう。「ありがとう」と言葉を発した時には幸せを感じるでしょう。自分はいつも周りの人から支えられているんだと、感謝の念を持つことにより、人への接し方が柔らかく丁寧になり、他人とよりよい人間関係を築いていけます。

### **III. 重点目標、短・中・長期計画**

#### **1. 基本姿勢**

平成 28 年の社会福祉法改正により、『利用者が、その人らしく暮らせる支援』だけではなく、『地域に根付いた支援』が社会福祉法人に対して求められる時代となった。施設利用者、地域の皆様が安心して暮らせる『福祉の拠点』を目指す。

#### **2. 基本姿勢を踏まえた目標**

##### **① 社会福祉法遵守**

- (1) 法人組織ガバナンスの強化、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施。
- (2) 将来の施設運営の健全化を目指した、余裕財産の明確化・事業継続に必要な投資額試算。
- (3) 地域に根付いた支援と事業の展開。
- (4) 運営改善委員会を定期的に開催し、第三者評価結果に基づき改善事項を検討する。
- (5) 人材の確保、育成。職員全体の意欲向上。

#### **3. 短期計画（令和 2 年度）**

##### **① 法人本部**

- 内部管理体制の構築
- 女性用グループホーム開設に向けての準備
- 公益事業への取り組みの研究
- フォローアップ研修の充実
- 同一労働同一賃金に対応した、キャリアパス制度等の改正

##### **② 障害者支援施設いちょう園**

- 虐待防止の周知徹底
- 個々に合わせたサービスの提供（個別支援の充実）
- 非常時、緊急時の為の安心・安全マニュアル作成
- 新規利用者の確保及び安定利用
- 日中一時支援、短期入所希望利用者の受け入れの強化
- 安定した就労継続支援事業の運営

##### **③ グループホームたんぽぽ**

- 地域行事への積極的な参加と連携
- 支援員の人材育成

##### **④ 相談支援事業所すまいる**

- 地域生活支援拠点事業の啓蒙活動、地域事業所間の連携体制づくり
- 相談員の人材育成

⑤ 地域活動支援センターあさぎり

- 利用率の向上
- 法人理念の浸透
- 個々に合ったサービスの充実
- 業務手順の標準化（マニュアル作成）

#### 4. 中・長期計画（令和3年度～令和6年度）

① 法人本部

- 社会福祉法人制度改革からの法人組織の変更と充実を目指す
- 経営情報の公開
- 法人経営の透明性、公益性の確保等のガバナンスの強化（HP、機関紙を通じて）
- 利用者、家族、地域住民等の社会福祉法人に対する理解促進の取り組み
- サービスの質向上
- 組織の機能強化と充実を図り、トータルな人材マネジメント、職員の相互信頼の確保

② 障害者支援施設いちょう園

- 入所利用者の充実、通所利用者の安定した利用の確保を目指し、ゆるぎない施設運営を行う
- 調理場の改修、新築等の具体的な計画を進める

③ グループホームたんぽぽ

- 居住している建物の新装、若しくは改装

④ 相談支援事業所すまいる

- 安定した収支バランスを目指す

⑤ 地域活動支援センターあさぎり

- 利用率を向上させ、安定した運営から障害者福祉サービスとしての更なる前進を目指す

## IV. 事業活動計画

### 1. 基本姿勢

法人本部と各事業所が同じ目標を向いて進むこと、法令に基づき根拠のあるサービス提供を行うことを目的とし、計画を定める。

### 2. 法人本部実施事業

社会の状況に即した諸規定の見直しを行う。

- ① 理事会の開催（6月、12月、2月、3月、その他随時。年4回以上）
- ② 評議員会の開催（6月、12月、2月、3月、その他随時。年4回以上）
- ③ 監査の実施（5月）
- ④ 理事、評議員、監事の研修会への参加（2月）
- ⑤ 第三者評価結果に基づいた事業改善の実施

### 3. サービス別支援計画

※『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)』及び、同法第七十七条（市町村の地域生活支援事業）にて定められる各市町村の規定に準ずる。

※『基本的人権の尊重』『計画に沿ったサービスの提供』『安心・安全の提供』等、各種コンプライアンスに沿ってサービスを提供する。

#### ①生活介護（該当事業所：障害者支援施設いちょう園）

基本方針：施設利用の充実を図る。利用者がいちょう園に毎日通い、生きがいを持てるような、心のこもった支援を行う。保護者から依頼されるどの様な相談にも親切丁寧に対応し、信頼される施設となるように取り組んでいく。

- 目的：
- (1) 個人に合わせた日中活動を提供することにより、『その人らしい生活』を目指す。
  - (2) QOLの向上を図り、集団への参加及び社会参加の促進に努める。
  - (3) 作業や創作活動を通じて社会の一員としての自覚と、社会参加への知識、技能の習得に努める。
  - (4) 各種交流会活動を通じ、互いのふれあいの場を提供するとともに、地域の福祉教育の場を提供する。

内容：日常生活支援、作業部活動、生活部活動、園バスによる送迎、地域への奉仕活動、その他各種支援。

## ②施設入所支援（該当事業所：障害者支援施設いちょう園）

基本方針：利用者が、のびのびと生活でき、一人ひとりの個性を尊重しながら本人らしい暮らしができるよう支援する。重度高齢者に対応し、利用者一人ひとりの視点に立ち、利用者が安心して生活できるサービスの提供を行う。保護者から依頼されるなどの様な相談にも親切丁寧に対応し、信頼される施設となるように取り組んでいく。

- 目的：
- (1) 利用者の人権、プライバシーに十分配慮した施設づくりを目指す。
  - (2) 基本的生活習慣の確立を図り、健康管理と体力の維持に努める。
  - (3) 買物や喫茶等の外出機会を設け、利用者自身のリフレッシュだけでなく、地域の皆様との交流を目指す。
  - (4) 本人らしい生活を送るための様々な合理的配慮を行う。

内容：日常生活支援、起床・就寝支援、買物・持物管理、各種当番活動、その他各種支援。

## ③就労継続支援 B型（該当事業所：障害者支援施設いちょう園）

基本方針：仕事を通じて、働く喜び、報酬を得る喜びを実感して頂く。

- 目的：
- (1) 就労の機会を提供する。
  - (2) 委託作業を通じて、社会の一員としての自覚と、社会参加への知識、技能の習得に努める。

内容：各種委託作業、その他各種支援

## ④短期入所（該当事業所：障害者支援施設いちょう園）

基本方針：障害者支援施設等への短期間の入所が必要な障害者等について、一時的に夜間就寝を含めた支援を行う。保護者から、いざという時に頼れる施設として、存在感を高める。

- 目的：
- (1) 在宅の障害者へ、居宅において必要な支援や介護ができない時、施設利用者と同じく、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を行う。
  - (2) 本人ニーズの充足を目指し、利用者に合わせた合理的配慮を行う。
  - (3) 家族の活動や参加、安心を支援し、介護負担軽減等を図る。

内容：日常生活支援、起床・就寝支援、各種当番活動、その他各種支援。

## ⑤日中一時支援（該当事業所：障害者支援施設いちょう園）

基本方針：障害者支援施設等への短時間の入所が必要な障害者等について、一時的な見守りサービスの提供、日中活動の提供を行う。保護者がいざという時に頼れる施設として、存在感を高める。

- 目的：
- (1) 在宅の障害者へ、居宅において必要な支援や介護ができない時、施設利用者と同じく、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を行う。
  - (2) 本人の満足を目指し、利用者に合わせた合理的配慮を行う。
  - (3) 家族の活動や参加、安心を支援し、介護負担軽減等を図る。

内容：日常生活支援、作業部活動、生活部活動、その他各種支援。

## ⑥共同生活援助（該当事業所：グループホームたんぽぽ）

基本方針：利用者が『地域の中に生きる自分』を実感できる空間を提供する。地域の一員として活動へ参加し、市町村・集落内でのニーズの充足も視野に入れ活動する。

- 目的：(1) 地域で生活を行う拠点を提供し、本人の活動の輪を広げる。  
(2) 社会の一員としての自覚と、社会参加への知識、技能の習得に努める。  
(3) 利用者自身の社会性及び日常生活スキルの向上を目指し、様々な合理的配慮を行う。  
(4) 自由に生活できる環境を提供し、自立的な生活を目指す。

内容：地域との交流、行事への促し、地区・隣保活動への参加支援、日常生活支援、起床・就寝支援、各種当番活動等。

## ⑦計画相談支援（該当事業所：相談支援事業所すまいる）

基本方針：地域の障害者（児）の方々が、安心して自立した生活を送れるように、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応していく。

- 目的：(1) 町内の障害者のトータル的なサポート体制を確立し、相談支援事業の充実を図り、障害者の地域生活に寄与する。  
(2) ご本人、ご家族からの相談に応じて、必要な情報の提供を行う。また佐用町行政、自立支援連絡会、各関係機関との連携を図りながら、障害者が地域で暮らしやすいように調整していく。  
(3) 福祉サービス利用者へのサービス等利用計画の作成を行う。

内容：相談受付、関係機関との連絡調整・サービス等利用計画の作成とモニタリング・障害福祉制度、自立支援サービスの情報提供・福祉施設、医療機関、児童の発達相談などの専門機関を紹介・障害基礎年金、各種手帳申請、補装具等について助言。佐用町相談支援連絡会の開催。

## ⑧地域生活支援拠点事業（該当事業所：相談支援事業所すまいる、障害者支援施設いちょう園）

基本方針：当法人が地域における福祉の拠点を担うべく活動する。

- 目的：(1) 障害者の地域における居住支援のため、24時間体制の相談、緊急時の受け入れを強化し、効率的・効果的な地域生活支援体制を整える。  
(2) 地域移行、地域定着を中心とした相談支援を行う。

内容：地域で生活する障害者の相談（地域移行、親元からの自立支援等）、体験の機会と場の提供。緊急時の短期入所受け入れ及び障害特性に応じた体制づくり（他施設や医療との連携の上で）。

⑨地域活動支援センターⅢ型（該当事業所：地域活動支援センターあさぎり）

基本方針：明るく会話の途絶えない環境で、働く喜びを感じ取って頂く。様々な作業から、自分の得意とすることを見つけ出すきっかけを掴んで頂く。

目的：(1) 回復途上にある障害者が通い、作業及び生活訓練を通して社会的に自立する支援を行う。

(2) 内職の仕事や手芸をしながら、地域との交流・必要な生きる力・仕事に対する喜び等を身に付ける。

内容：内職等の軽作業の提供、創作活動の提供、行事等の実施、その他各種支援。

※『日常生活支援』とは、「排泄・入浴・食事・洗濯、更衣及び衣服の選択・洗面歯磨き等衛生行為・その他」の心身の状態に応じた支援。

## 4. 各部別活動計画

### 基本姿勢

- (1)設けられた各部署同士がスムーズな連携を行い、各利用者に合わせたサービスを提供する。
- (2)各部署で月1回以上会議を開く。
- (3)PDCAサイクルを基本に、現場に活きる活動をする。

### ①企画運営部

- ・季節や風土に合わせた行事及び年間活動の立案、管理を行う。
- ・日課、週間及び月間活動計画、支援当番計画の管理を行う。

### ②作業部

- ・生活介護にて行い、日中活動としての軽作業を提供する。
- ・作業は以下の7種。  
(モップ作業、外作業、園芸作業、煎餅作業、鯛焼作業、結び織り作業、グリーンポット作業)
- ・作業種別、担当工程、参加意欲、参加日数、作業への貢献度に合わせて検討し、年3回工賃を支給する。(鯛焼作業は毎月)

### ③生活部

- ・生活介護にて、重度利用者を対象に、日常生活支援及び体力維持の運動、絵画・貼り絵・音楽活動等の創作活動支援及び余暇支援を行う。
- ・各個人のストレングスを活用し、活動への積極的な参加を促す。
- ・身体的・精神的事情にて、その人らしい日常生活ができない、できにくい方には『ほのぼの支援』として、個々のケースバイケースに応じたきめ細やかな支援を行う。

### ④ひだまり

- ・少人数にて、個別に合わせた創作活動、余暇の支援を行う。

### ⑤ふれっしゅ

- ・地域で就労を提供する。
- ・清掃作業は以下の2種。役場清掃作業(佐用町委託)、特養清掃作業(朝陽ヶ丘荘委託)。
- ・月1回工賃を支給する。

### ⑥あさぎり

- ・オリジナル作品の生産販売、その他請負作業を行う。
- ・創作活動を通じて、情緒の安定をはかる。
- ・月1回工賃として支給する。

## ⑦保健部

- ・利用者が健康で快適な生活を営めるよう、健康管理、疾病の早期発見・早期対応に努め、その人らしく、いきいきと安心して日々過ごせるように支援する。
- ・各種病院受診、健康診断、感染症対策等の処遇、及び保健関係の事務を行う。

## ⑧給食部

- ・調理委託業者（小野マルタマフーズ株式会社）との連絡調整、提案や改善依頼を行う。
- ・利用者の希望、嗜好をくみ取る。
- ・咀嚼・嚥下状況に応じた食事形態で提供する。
- ・毎月、誕生月利用者の希望を基に誕生会メニューを提供する。
- ・季節毎の各行事食、毎月のバイキングを企画・提供する。

## 5. その他

### ①福祉サービスに関する意見・要望解決（通称：みんなの声）

社会福祉法第82条の規定により、本法人並びに施設では、法人及び施設運営や処遇等においてご利用者やそのご家族からの意見・要望に適切に対応する体制を整える。本法人並びに施設における意見・要望解決責任者、意見・要望受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、意見・要望解決に努めることとする。

- (1) 意見・要望解決責任者…施設長
- (2) 意見・要望受付担当者…支援員（3名）
- (3) 第三者委員…外部委託

### ②警備・防災・安全計画（避難訓練・地域防災対策連絡会）

#### （1）避難訓練

##### 【障害者支援施設いちょう園】

毎月1回避難訓練を計画・実施する。消防署の指導によるAED使用方法、心肺蘇生法、緊急搬送法、消火器使用訓練を組み合わせて行う。職員間緊急時連絡網の訓練を年2回行う。なお、地域の方にも参加を依頼し、『消防署、警察署との合同避難訓練』を年1回、『夜間避難訓練』を年1回実施し、専門職や地域の皆様（大坪、秀谷、吉福、山平、山脇、柴谷、真盛地区、佐用町消防団）の意見を頂き、改善を行う。

##### 【グループホームたんぽぽ】

隔月1回夜間想定にて避難訓練を計画・実施する。年1回、利用者の消火器使用訓練を行う。地域（佐用町栄町）の防災訓練に参加する。

### 【地域活動支援センターあさぎり】

年2回、通報訓練、避難誘導訓練、防災自主点検を行う。

#### （2）防災計画

いちょう園防災計画に基づき、平日日中においては、総指揮の下、連絡通報係、利用者係、搬出係、消火係、救急係に分かれ、安全確保と迅速な事態収拾を行う。夜間、土日祝日は出勤者及び当直者があたり、利用者の安全避難を第一として対応する。

消火器、火災警報器、報知器の管理について、業者による定期点検のみでなく、毎月職員による自主点検を行う。

いちょう園敷地内計4箇所に防犯カメラを設置。不穏時、問題発生時に確認を行う。また、警察署より協力を要請された際には、証拠映像として提出する。

#### （3）いちょう園防災対策連絡会要領

火災時等の災害時に、消火活動等と利用者の安全確保（見守り）を行うため、地域の皆様の力を借りしなければならない事態が想定される。そのためのガイドラインを双方の合意の下で作成する。

## V. 人事及び育成計画

### 1. 基本姿勢

当法人は各事業において、職員・職種の総力を以って、法人理念の実現を目指す。従って、目指すビジョンの共有、新任職員の育成、職員の専門的資質の向上を図ることを目的とする。

### 2. 人材獲得

優秀な人材の確保を目指し、以下の活動を行う。

①職場説明会、インターンシップの開催。

福祉業界全体での就職に対する理解を深める。

実際に事業所へ足を運んで頂き、具体的な仕事内容、職員間の雰囲気をお見せする。

②学校訪問

近隣の学校と強い繋がりを持つ。

イベントへの参加、ボランティアの受け入れ、講師派遣等を通じ、相互に協力できる関係を築く。

③PR活動

採用ホームページの運用。ハローワークへの求人掲載。

### 3. 人事考課制度

理念、ビジョンの達成に向けて、人材育成をしていくため、人事考課制度を実施する。

評価の内容は、賞与等に反映される。

①毎年1回（春）…被考課者研修。

②毎年2回（3月、9月）…考課者研修。

③毎年2回（4月～9月、10月～3月）…被考課者への評価及び、面接指導。

### 4. 研修計画

※各事業において理念の実現に向けて新入職員の育成と職員の専門的資質の向上を図る。

①外部研修……………選抜した職員を参加させる。目的は福祉や支援に対するより深い知識や技能を習得するためと、社会情勢の変移、それによる各種法令の施行や改正に対応するため。研修により知り得た知識を還元するため、法人内で発表、報告させ、周知を図る。

②内部研修（勉強会）…各分野スペシャリスト育成及び、研究結果を全体で周知するため、月1回開催する。（以下、テーマ及び主催者等）

	テーマ	主催及び担当	対象
4月	事業計画、支援計画	企画推進室、企画運営部	全職員
5月	事業報告、支援報告	企画推進室、企画運営部	全職員
6月	施設内美化について	美化促進委員会	全職員
7月	防災計画・決算報告	防災担当・財務担当	全職員
8月	諸記録作成について	支援課長	支援員
9月	自閉症スペクトラムについて	自閉症研究委員会	全職員
10月	リスクマネジメントについて	リスクマネジメント委員会	全職員
11月	言葉遣いの改善	やさしい言葉委員会	全職員
12月	介護について	介護技術向上委員会	全職員
1月	個別支援計画について	個別支援計画委員会	支援員
2月	虐待防止について	虐待防止委員会	全職員
3月	広報活動について	企画推進室	全職員

③部門別研修………社労士により、新任・中堅・リーダー・管理職等の各層別研修、また各部門別研修を行う。思考力、行動力アップを目指し、チーム力とモチベーションアップを図る。

研修テーマ	開催日
新人・若手職員研修	5/26、6/23
働き方改革	7/28、8/25
『役目の明確化』	9/29、10/27
対策研修	11/24、12/22

④フォローアップ研修…ネット配信を活用し研修を行う。職員の専門性、資質の向上を目指す。

- ・チームワーク及びコミュニケーション力向上基礎研修
- ・記録を充実させるための「記録の基本」
- ・接遇マナー研修
- ・気疲れしない関係を作るトレーニング
- ・介護虐待を起こさない為の基礎研修
- ・ひやりハット報告及び自己分析の基礎
- ・プライバシーの保護、個人情報取り扱いの理解
- ・感染症の予防と蔓延防止

⑤各委員会活動…………以下の通り実施する。

- 感染症対策委員会 (開催日程：偶数月)

目的： 感染症の蔓延を防ぐ為、情報の共有化を行い、常に早急な対応を目指す。

方針： 施設内での感染症の蔓延を防ぐ為、近隣での発生状況や流行状態の情報収集を行い、未然に対策の検討を行う。また、11月～3月は施設内の共有部分の消毒を行う。

- 食事栄養管理委員会 (開催日程：不定期)

目的： よりよい食事提供を行う為に、利用者の希望、嗜好、健康面に配慮、委託業者との調整を保つ。

方針： 栄養士、看護師、支援課長、主任支援員、施設長で毎月1回、検食簿の意見を参考にし、問題点の改善に努める。

- 給食委員会 (開催日程：毎月15日、但し奇数月は委託業者参加)

目的： 利用者の体重の増減、食事摂取量等の管理を行う。

方針： 利用者に著しい体重の増減、または食事形態に問題が生じた場合、主任支援員、看護師、栄養士で検討を行う。

- 献立管理委員会 (開催日程：不定期)

目的： 1ヵ月の献立のバランス、必要栄養素が摂取できているか検討を行う。

方針： 毎月1回、献立予定をメンバーで決め、献立のバランス、食材、必要栄養素が摂取できているか、委託業者と合同で検討を行う。

- 個別支援計画検討委員会 (開催日程：随時)

目的： 個別支援計画に沿った支援を提供する。

方針： 利用者の暮らしの意向に基づいて、計画を作成する。本人のエンパワーメントやQOLの向上を図る。支援方針を一致させ共通認識として持つ。個別支援計画に沿って支援を行い、サービスに必要な情報を的確に記録する。

- 自閉症研究委員会 (開催日程：奇数月)

目的： 利用者一人ひとりの障害特性を理解し、安定した生活を送ることができるように支援する。

方針： 自閉症の知識を身に付け、チームで支援内容を考え、全職員が一貫した支援を行う。

- リスクマネジメント委員会 (開催日程：偶数月、随時)

目的： 利用者の安心、安全な暮らしを守るリスクマネジメントを行う。

方針： 法人事業所内のリスクを把握、分析し、効果的な対策の検証、見直しを行う。

- 虐待防止委員会 (開催日程 : 6、10、1月)  
目的：施設の生活において、利用者の安全・権利を守る。  
方針：全職員へ、支援者による虐待が無いよう啓蒙活動を行う。外部から講師を招き、研修を行う。
- 身体拘束廃止委員会 (開催日程 : 7、11、2月)  
目的：身体拘束廃止に向けた検討と対策。  
方針：基本方針として、拘束は行わない。やむを得ない場合であっても、「切迫性」「一時性」「非代替性」を必ず満たす。
- マニュアル検討委員会 (開催日程 : 偶数月)  
目的：各種マニュアルを管理し、業務の標準化を図る。  
方針：マニュアルの作成及び、各担当への作成依頼を行う。作成したマニュアルを開示し、職員間での統一を行う。
- やさしい言葉委員会 (開催日程 : 奇数月)  
目的：丁寧な言葉遣いと口調、表情で気持ちの良い対応を身に付ける。  
方針：「やさしい言葉」をキーワードとし、言葉遣いの綺麗な法人を目指す。
- 介護技術向上委員会 (開催日程 : 偶数月)  
目的：職員が介護技術を学び、安全安心な支援ができる様にする。  
方針：毎月のワンポイントアドバイス等で介護技術を伝え、統一した支援を行えるようにする。
- 美化促進委員会 (開催日程 : 奇数月)  
目的：屋外、屋内の美化、環境を整え明るく気持ちの良い法人とする。  
方針：気づきと行動で利用者が心地よく暮らせる法人を目指す。
- 運営改善委員会 (開催日程 : 毎月初日)  
目的：社会情勢と法人内の現状に目を向け、地域及び利用者中心の支援を考える。  
方針：第三者機関など、外部からの意見、指摘を受け検討・改善を行う。
- 支援向上委員会 (開催日程 : 偶数月)  
目的：パート職員の資質向上と当法人理念の浸透。  
方針：隔月に委員会を実施し、法人理念を唱和、コメントを行い周知し、気質向上を目指す。
- グループホーム開設準備委員会 (開催日程 : 每月、及び随時)  
目的：2021年度に、新たに女性用グループホームを開設する。  
方針：事業内容検討、利用者及び職員の確保等、工程表に沿って具体的に進める。

## 5. 各種職員会議

事業所会議、職員全体会、各所代表者会議、企画運営部会、作業部会、生活部会、  
通所部職員会議、ぎんなん寮職員会議、のぞみ寮職員会議、グループホーム職員会議、  
保健部会、食事・栄養管理会議、相談支援会議、利用者会議、特別ケース会議、事務部会、  
あさぎりスタッフ会議、経営戦略会議、モップ担当者会議、ひだまり会議、就労継続支援会議、  
支援課会議

## 6. 資格取得の奨励

当法人では、職員が自ら進んで自己啓発に努め、自己研鑽、自己の職業能力の開発及び向上に積極的に取り組む事を推奨し、以下に定める資格、認定に対し、補助制度を設ける。

- 社会福祉士                    ●精神保健福祉士
- 介護福祉士                    ●知的障害福祉士
- 知的障害者援助専門員      ●社会福祉主任用資格

## VI. 設備修繕計画

### 1. 基本姿勢

各種修繕、購入計画を短期、中・長期、その他に分けて実施する。

### 2. 設備整備・修繕計画

	短期	中長期	その他	
	令和2年度	令和3年度～ 令和6年度	令和7年度～	
建 物 関 係 新 築 ・ 修 繕 等	①グループホーム改修 令和2年度実施		②通所棟建替え 令和14年度実施  ③入所棟建替え 令和19年度実施  ④重度棟建替え 令和29年度実施  ⑤自立訓練棟建替え 令和33年度実施	
車 輌 関 係 ・ 購 入 等	①アトレー買替購入 令和2年度実施	②ポルテ買替購入 令和5年度実施	③トラック買替購入 令和8年度実施  ④イース買替購入 令和9年度実施  ⑤シエンタⅠ買替購入 令和10年度実施  ⑥ハイエース買替購入 令和11年度実施	⑦シエンタⅡ買替購入 令和12年度実施  ⑧ワゴンR買替購入 令和13年度実施
器 具 及 び 購 入 品 買 替	①コンベクション買替購入 令和2年度実施	②プレハブ冷蔵庫買替購入 令和3年度実施  ③温蔵庫買替購入 令和3年度実施	④居室エアコン買替購入 令和7年度実施	
機 械 買 替 ・ 新 規 購 入		①ボイラー買替購入 令和4年度実施	②ろ過循環機買替購入 令和19年度実施  ③床暖房買替購入 令和29年度実施  ④スプリンクラー買替購入 令和29年度実施	

(1) 建物関係建替え、修繕、増築等	②ポルテ買替購入 事業年：令和 5 年度 事業内容：通所送迎車両の買替購入 購入費用：1,500,000 円
①グループホーム改修 事業年度：令和 2 年度 事業内容：女性用グループホーム開設による改修工事 建築費用：21,000,000 円	③トラック買替購入 事業年度：令和 8 年度 事業内容：軽作業用運搬車両の買替購入 購入費用：800,000 円
②通所棟建替え工事 事業年度：令和 14 年度 事業内容：通所棟の建替え・作業場等の整備 建築費用：109,960,000 円	④イース買替購入 事業年度：令和 9 年度 事業内容：相談支援業務用車両の買替購入 購入費用：1,000,000 円
③入所棟建替え工事 事業年度：令和 19 年度 事業内容：入所棟の建替え及び食堂・厨房等の整備 建築費用：257,670,000 円	⑤シエンタ I 買替購入 事業年度：令和 10 年度 事業内容：就労継続支援 B 型事業送迎車両の買替購入 購入費用：2,000,000 円
④重度棟建替え工事 事業年度：令和 29 年度 事業内容：重度棟の建替え及び風呂場、ボイラー室等の整備 建築費用：211,500,000 円	⑥ハイエース買替購入 事業年度：令和 11 年度 事業内容：通所送迎車両の買替購入 購入費用：2,700,000 円
⑤自立訓練棟建替え工事 事業年度：令和 33 年度 事業内容：自立訓練棟の建替え 建築費用：72,920,000 円	⑦シエンタ II 買替購入 事業年度：令和 12 年度 事業内容：通所送迎車両の買替購入 購入費用：2,000,000 円
(2) 車両関係買替等	⑧ワゴン R 車買替購入 事業年度：令和 13 年度 事業内容：事務用車両の買替購入 購入費用：1,500,000 円
①アトレー買替購入 事業年度：令和 2 年度 事業内容：通院用車両の買替購入 購入費用：1,500,000 円	

(3) 器具及び備品関係買替、新規購入等

①コンベクション買替購入

事業年度：令和 2 年度

事業内容：厨房内コンベクションの買替購入

購入費用：1,500,000 円

②プレハブ冷蔵庫買替購入

事業年度：令和 3 年度

事業内容：プレハブ倉庫内冷蔵庫の買替購入

購入費用：1,300,000 円

③温蔵庫買替購入

事業年度：令和 3 年度

事業内容：厨房内温蔵庫の買替購入

購入費用：1,000,000 円

④居室エアコン買替購入

事業年度：令和 7 年度

事業内容：利用者居室エアコン（20 台）の買替購入

購入費用：2,200,000 円

(4) 機械等買替、新規購入等

①ボイラー買替購入

事業年度：令和 4 年度

事業内容：重度棟ボイラーの買替購入

購入費用：2,500,000 円

②ろ過循環機買替購入

事業年度：令和 19 年度

事業内容：重度棟内ろ過循環機の買替購入

購入費用：3,500,000 円

③床暖房買替購入

事業年度：令和 29 年度

事業内容：重度棟デイルーム内床暖房の買替購入

購入費用：3,000,000 円

④スプリンクラー買替購入

事業年度：令和 29 年度

事業内容：入所棟・重度棟内スプリンクラー設置

購入費用：30,000,000 円

## VII. 財政計画

### 1. 基本姿勢

上記の設備修繕計画に沿うため、以下の予算案に従って運営を行う。

### 2. 予算 年度別 資金収支予算書 (R2～R6 年度)

(単位:千円)

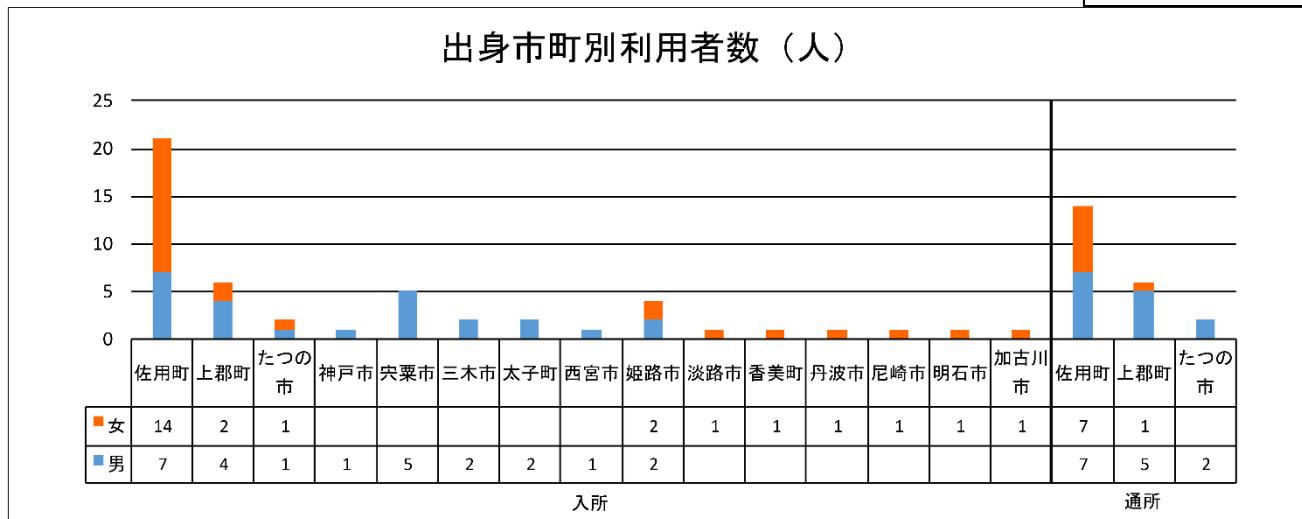
勘定科目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
事業活動による収支	就労支援事業収入	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	12,000
	障害福祉サービス等事業収入	329,201	333,000	334,000	335,000	336,000	1,331,201
	経常経費寄付金収入	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	6,000
	受取利息配当金収入	33	33	33	33	33	132
	その他の収入	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	5,920
	事業活動収入計(1)	332,214	336,013	337,013	338,013	339,013	1,343,253
	人件費支出	232,869	237,526	242,276	236,122	240,844	948,793
	事務費支出	46,281	46,281	46,281	46,281	46,281	185,124
	事業費支出	47,277	47,277	47,277	47,277	47,277	189,108
	就労支援事業支出						0
施設整備等による収支	その他の支出						0
	事業活動支出計(2)	326,427	331,084	335,834	329,680	334,402	1,323,025
	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	5,787	4,929	1,179	8,333	4,611	20,228
	施設整備等補助金収入	0	0	0	0	0	0
	施設整備等寄付金収入	0	0	0	0	0	0
	設備資金借入金収入						0
その他の活動による収支	固定資産売却収入	0	0	0	0	0	0
	施設整備等収入計 (4)	0	0	0	0	0	0
	設備資金借入金元金償還支出						0
	固定資産取得支出	24,650	2,300	2,500	1,500		30,950
	元入金支出	0	0	0	0	0	0
	施設整備等支出計 (5)	24,650	2,300	2,500	1,500	0	30,950
施設整備等収支差額 (6)=(4)-(5)		-24,650	-2,300	-2,500	-1,500	0	-30,950
その他の活動による収支	積立資産取崩収入	21,000					21,000
	サービス区分間繰入金収入	35,260	35,260	35,260	35,260	35,260	141,040
	その他の収入	2,100	0	0	0	0	2,100
	その他の活動収入計 (7)	58,360	35,260	35,260	35,260	35,260	164,140
	積立資産支出	3,940	3,940	3,940	6,740	3,940	18,560
	サービス区分間繰入金支出	35,260	35,260	35,260	35,260	35,260	141,040
前期末支払資金残高(12)	その他の支出						0
	その他の活動支出計 (8)	39,200	39,200	39,200	42,000	39,200	159,600
	その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	19,160	-3,940	-3,940	-6,740	-3,940	4,540
	予備費 (10)	297			93	671	390
	当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	-1,311	-5,261	0	0	-6,572
前期末支払資金残高(12)		87,022	87,022	87,022	87,022	87,022	348,088
当期末支払資金残高(11)+(12)		87,022	85,711	81,761	87,022	87,022	341,516

積立金	-1,500	600	600	3,400	600	15,760
前期積立金累計額	200,563	199,063	199,663	200,263	203,663	
当期積立金累計額	199,063	199,663	200,263	203,663	204,263	

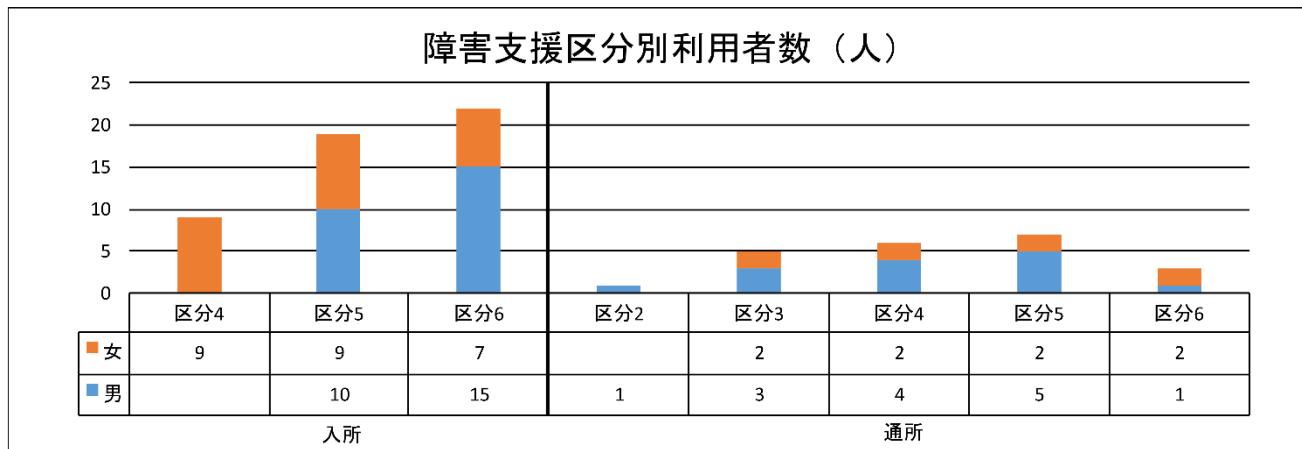
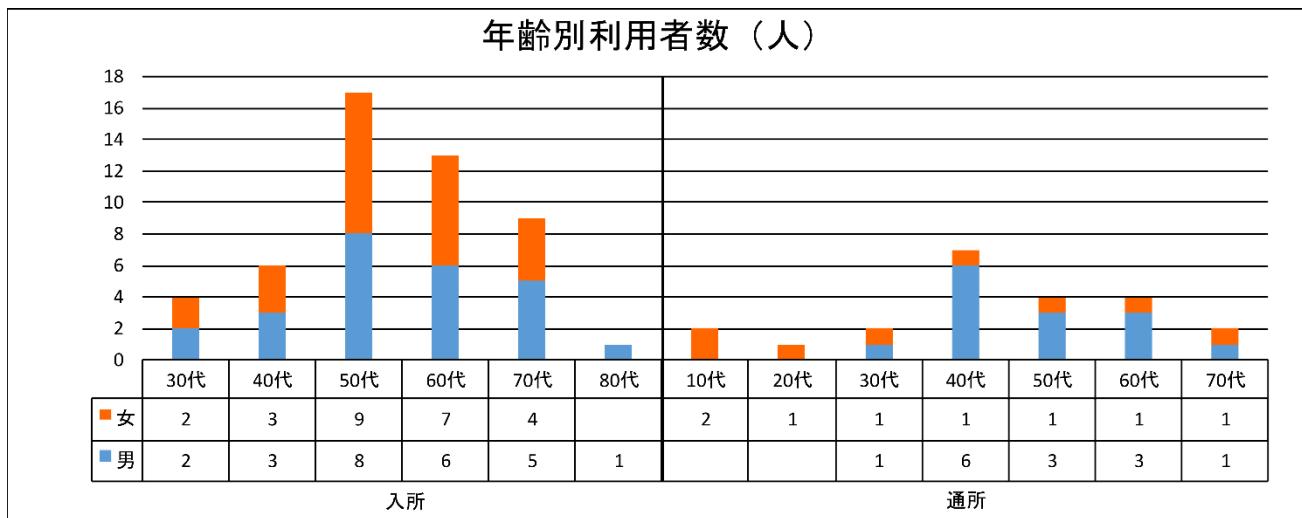
## VIII. 資料

### 1. いちょう園 利用者実態 (R2.3.25 現在)

いちょう園利用者数		
入所	50名	
通所	22名	
合計	72名	

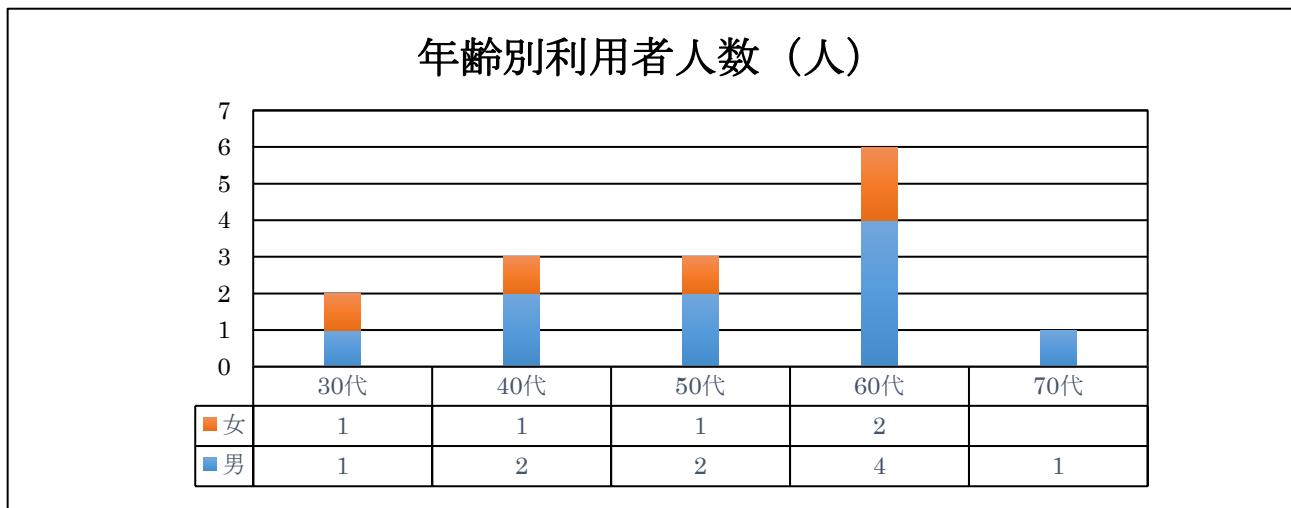


平均年齢 施設全体 55.4歳 (男性 56.4歳 女性 54.2歳)  
入所部 58.5歳 (男性 58.8歳 女性 58.3歳) 通所部 48.3歳 (男性 52.2歳 女性 41.5歳)

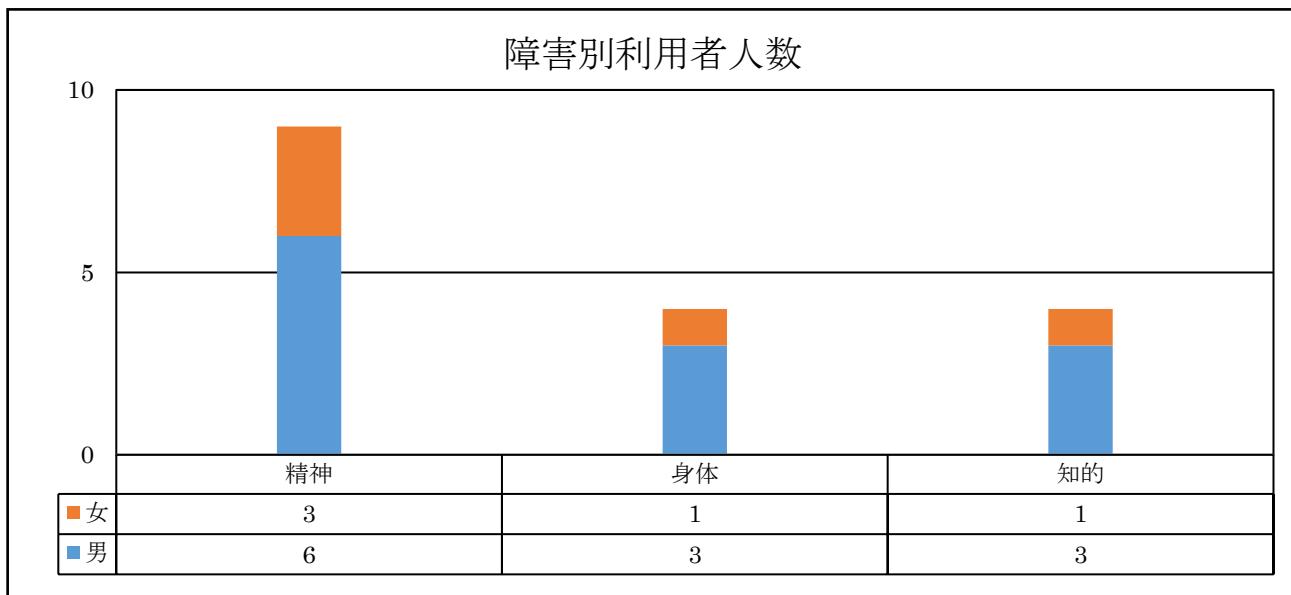


## 2.あさぎり 利用者実態 (R2.4.1 現在)

あさぎり利用者人数…15名



平均年齢 施設全体 55.1歳 (男性 55.7歳 女性 53.8歳 )



### 3.沿革史

#### 【設立の経緯】

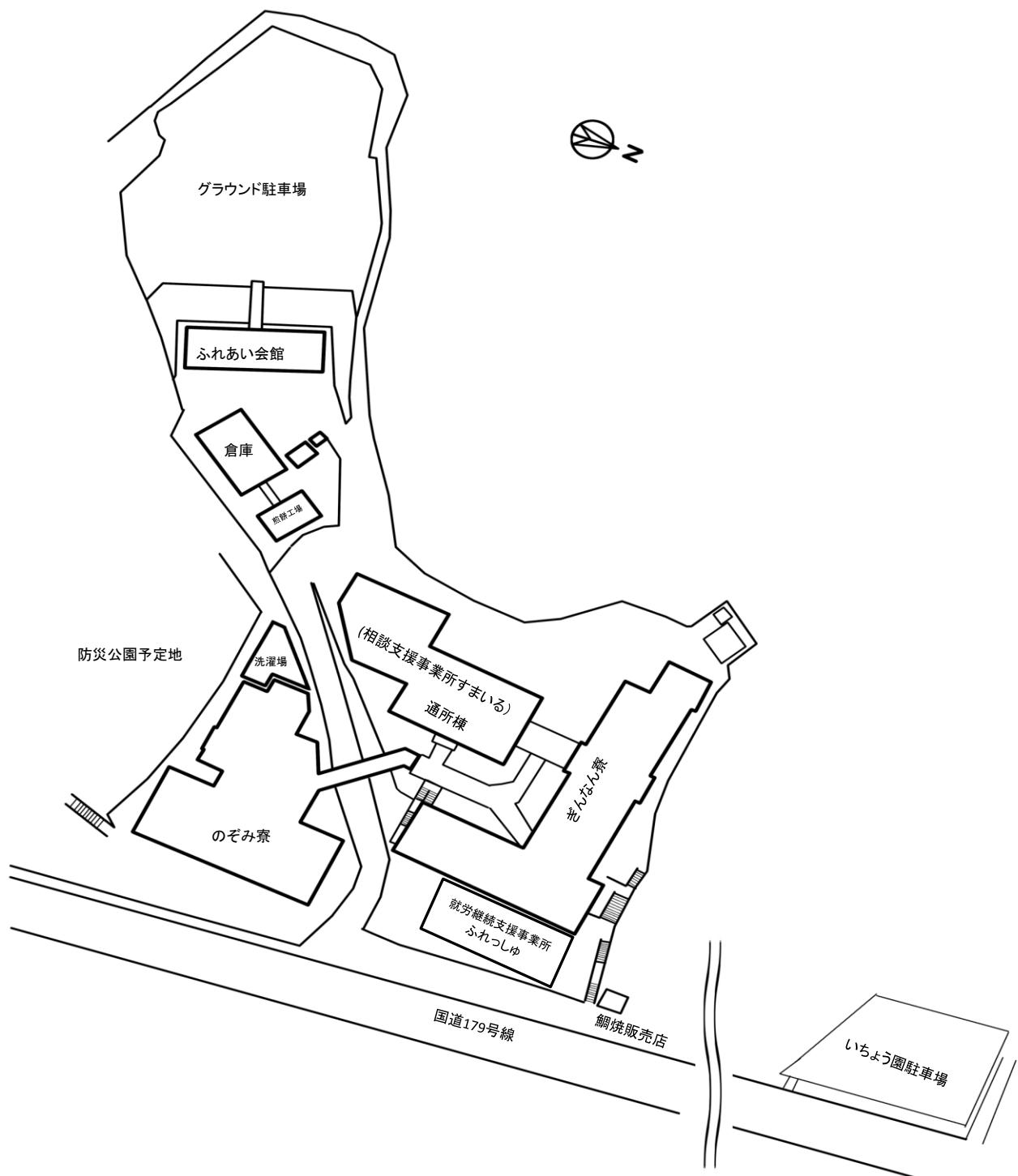
- ① 佐用町手をつなぐ親の会会員からの、「子供達が安心して毎日を過ごす場所が欲しい」「この子を世の光に」「なんとか働く場所が欲しい」との切実な思いを、佐用町、町議会にお願いし、『社会福祉法人佐用福祉会』及び『いちょう園（通所）』を設立。
- ② 「親亡き後、この子達の生活する場所が欲しい」「居住できる施設が必要」との声を受け、『ぎんなん寮（入所）』を設立。
- ③ 入所期間が長期化し、重度・高齢化する人が増え、「重度、高齢の人達が安心して暮らせる施設を」という保護者の願いにより、『のぞみ寮（重度棟）』を増設。
- ④ 「施設から地域へ」という社会からのニーズを受け、『ふれあい会館（自立訓練棟、保護者会館を兼ねる）』『グループホームたんぽぽ』『ケアホームたんぽぽ』を設立。
- ⑤ 佐用町からの委託、特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者の指定を受け、『相談支援事業所すまいる』を開設。
- ⑥ 佐用町からの委託を受け、地域生活支援拠点事業開始。
- ⑦ 旧NPO法人あさぎりを法人傘下へ。『地域活動支援センターあさぎり』として新設。
- ⑧ 働く場所、訓練する場のニーズ増加に伴い、就労継続支援B型事業を開始。
- ⑨ 地域のニーズ、法体制の変異に沿って形を変えつつ、現在の佐用福祉会に至る。

#### 【沿革史年表】

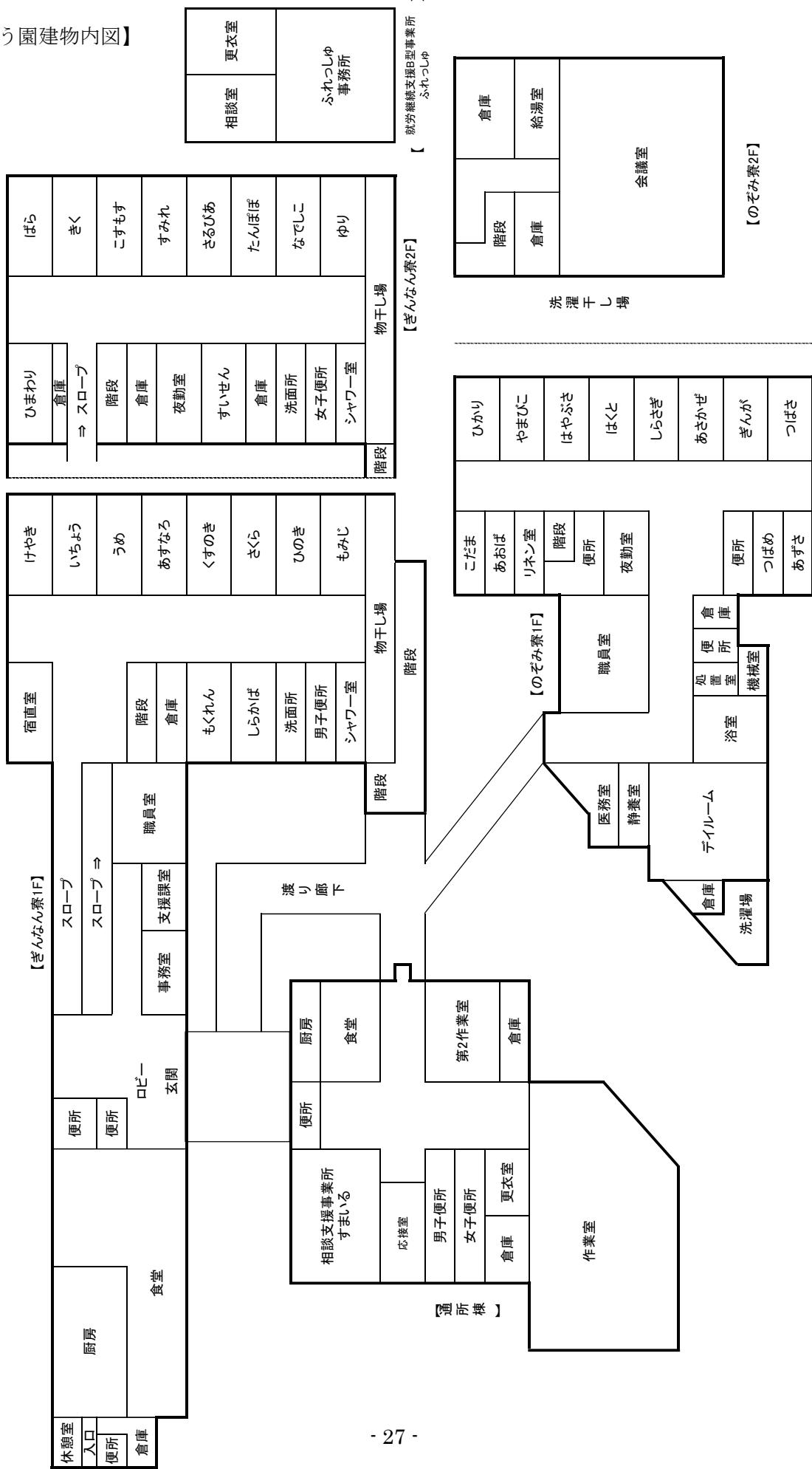
昭和57年	4月	通所更生施設 いちょう園開設	定員20名
昭和61年	4月	入所更生施設 ぎんなん寮開設	定員30名
平成 5年	1月	いちょう園 定員変更	定員22名
平成 7年	4月	いちょう園廃止 ぎんなん寮へ統一	入所定員30名 通所定員22名
平成 7年	6月	ぎんなん寮重度棟（のぞみ寮）増設	定員20名
平成 9年	4月	いちょう園に名称変更	入所定員50名（重度20名） 通所定員22名
平成16年	4月	自立訓練棟・保護者会館併設	定員5名
平成18年	5月	グループホーム たんぽぽ開設	定員4名
平成18年	10月	たんぽぽ ケアホームを兼ねる	定員4名
平成21年	4月	自立支援法新体系移行	施設入所支援 定員50名 生活介護 定員72名
平成24年	3月	佐用町より相談支援事業委託を受ける	
〃 年	4月	相談支援事業所すまいる開設	特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者の指定
平成26年	10月	大規模修繕工事開始	通所部、ぎんなん寮、のぞみ寮
平成27年	3月	大規模修繕工事完了	
平成29年	7月	佐用町の委託を受け、地域生活支援拠点事業開始	
平成30年	4月	地域活動支援センターあさぎり開設。	地域活動支援センターⅢ型指定
令和2年	4月	就労継続支援B型事業開始。	いちょう園内にて

#### 4.敷地内図等

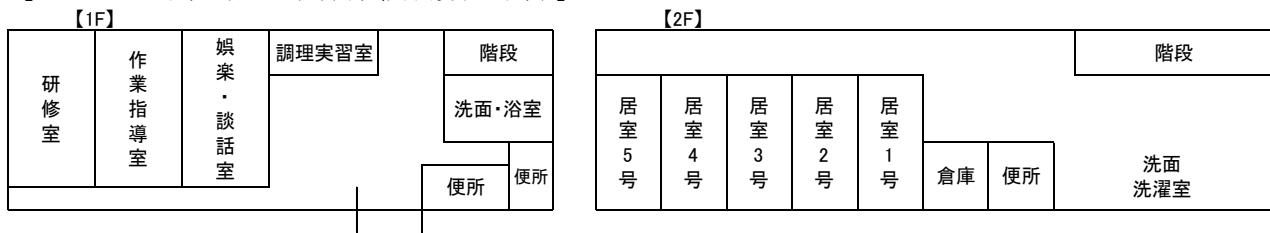
【いちょう園敷地内図】



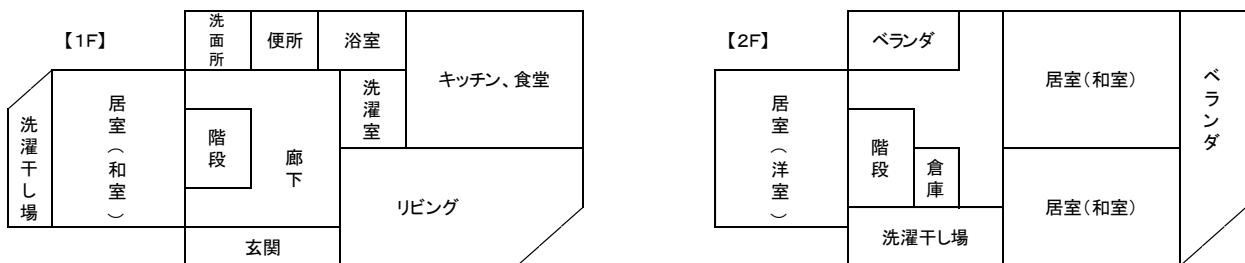
【いちょう園建物内図】



【ふれあい会館（自立訓練棟兼保護者会館）】



【グループホームたんぽぽ】（兵庫県佐用郡佐用町佐用 2832-12）



【地域活動支援センターあさぎり】（兵庫県佐用郡佐用町佐用 2892-8）

